

12. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成22年度 第2四半期 (上半期)末	平成21年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,481,792	3,421,267
基金等	547,881	537,585
価格変動準備金	188,782	184,980
危険準備金	536,837	473,464
一般貸倒引当金	2,245	2,511
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	934,167	954,505
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	244,528	246,491
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	813,646	810,401
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
控除項目	—	—
その他	113,703	111,327
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	556,304	576,205
保険リスク相当額 R ₁	126,710	127,966
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	49,525	50,544
予定利率リスク相当額 R ₂	67,374	68,324
資産運用リスク相当額 R ₃	439,069	458,245
経営管理リスク相当額 R ₄	13,786	14,227
最低保証リスク相当額 R ₇	6,651	6,301
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,251.7%	1,187.5%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています(全期チルメル式責任準備金相当額超過額は、告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています)。
2. 控除項目は、平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に規定する他の保険会社または保険業法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。
3. 最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。